**立看板・横断幕設置にかかる留意事項**

**１　設置及び管理は各町内会でお願いします。**

（１）安城市、町内会の連名で作成させていただきます。

（２）台風などの強風によりはずれてしまわないように、確実に固定してください。

（３）劣化したものや損傷しているものは、速やかに撤去してください。

**２　設置場所が適切であることを確認してください。**

（１）電柱には設置しないでください。

　　※すでに設置されてしまっているものもありますが、中部電力（株）からの許可が出ている訳ではありません。

（２）通行の妨げや歩行者等が死角になってしまう可能性のある場所へは設置しないでください。

　　〈例〉看板を設置することにより、道路幅員が狭くなってしまう　など

（３）適切な設置場所がない場合は、市民安全課へご相談ください。

**３　数量は必要最低数としてください。**

**４　依頼から提供までに１か月以上かかる場合があります。**

（１）在庫があれば、即時お渡しが可能です。

（２）在庫がない場合は、発注に１か月程度かかります。

（３）必要に応じて、現地調査や内容の調整をさせていただきます。

担　当　安城市役所市民安全課市民安全係

電　話　７１－２２１９（直通）

ＦＡＸ　７２－３７４１